

## 別表十四（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第63条第1項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について同条第2項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算するに限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。